

# 芝山町農林水産事業関係補助金一覧

令和7年1月1日 現在

窓口	電話番号
芝山町役場産業振興課農政係	0479-77-3917

- ・☑の一覧は主要な補助事業を掲載しております。
- ・☑ここに掲載されていない事業についても要望に応じて該当する事業の有無を確認させていただきますので、ご相談ください。

## ◎農業

事業名	対象となる取組	補助率	対象者	備考
認定農業者育成 事業補助金	○認定農業者が購入する30万円以上の農業用機械 及び農業用施設	○1/10以内又は25万円のいずれか低い額	以下の全てに当てはまる者 ○町内に住所を有する認定農業者 ○購入する農業用機械等の耐用年数以上認定 農業者又は認定新規就農者でいられる方 ○生産調整(転作)の達成者 ○町税の滞納のない方 ○地域計画の目標地図に位置付けられた者	
農地利用効率化等支 援交付金 (経営体育成支援事 業補助金)	○50万円以上の農業用機械・施設等の購入 ※耐用年数がおおむね5年以上、20年以下のもの ※中古の場合、残存耐用年数が2年以上のもの	○3/10以内 ※上限あり	○地域計画の目標地図に位置付けられた者	

◎農業

事業名	対象となる取組	補助率	対象者	備考
<p>「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金</p>	<p>○生産力強化支援型 (パイハウス、低コスト耐候性ハウス、予冷库、省力化機械、共同利用機械等) ○園芸施設リフォーム型 (ガラス温室改修、鉄骨ハウス改修等) ○スマート農業推進型 (環境モニタリング装置、炭酸ガス施用装置、循環扇、ミスト装置、ポット草刈機等)</p>	<p>○県： [生産力強化支援型] (通常枠) 営農集団等：1/3以内 認定農業者、認定新規就農者等：1/4以内 (強化枠) 認定農業者：1/3以内 [園芸施設リフォーム型] 1/4以内 [スマート農業推進型] 1/3以内 ○町：1/10以内</p>	<p>○町内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者、営農集団等</p>	
<p>新規就農者育成総合対策 (経営開始資金)</p>	<p>○次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、資金を交付する。 (条件) ①農地、農機具、主宰権を有する者 ②認定新規就農者になる者 ③地域計画の目標地図に位置付け又は農地中間管理機構から農地を借りている者 ④世帯全体の所得が600万円以下等</p>	<p>○年間上限150万円 ○最長3年間</p>	<p>○独立・自営就農時の年齢が50歳未満の者</p>	<p>※注意：返還義務あり 途中で離農した場合や、交付期間終了後、交付期間と同期間以上の営農をしなかった場合等 ○交付時期 半年分を単位として交付 (9月、3月頃)</p>
<p>経営発展支援事業</p>	<p>○就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組</p>	<p>○県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2) 例)国1/2、県1/4、本人1/4 ○補助対象事業費上限1,000万円 ※経営開始資金の交付対象者は、上限500万円 ※夫婦で共同経営する場合は、上限1,500万円 ※複数の青年就農者が法人を設立し共同経営する場合は、次のいずれか低い方は、次のいずれか低い方 ①2,000万円 ②経営開始の交付対象者は500万円、対象でない者は1,000万円として合算した額</p>	<p>○49歳以下の認定新規就農者 ○経営開始5年目までに農業で経営が成り立つ実現可能な計画であること ○地域計画の目標地図に位置付けられている、もしくは中間管理機構から農地を借り受けていること ○本人負担分について金融機関から融資を受けていること等</p>	

◎農業

事業名	対象となる取組	補助率	対象者	備考
果菜類病害虫対策支援事業補助金	<p>○トマトの病害虫被害の対策として購入した資材に対して補助金を交付する</p> <p>&lt;対象資材&gt;</p> <p>①防虫ネット (0.3mm×0.6mm以下又は0.4mm×0.4mm以下)</p> <p>②遮光資材(遮光ネットまたは遮光剤)</p> <p>③粘着式捕虫資材</p> <p>④耐病性種苗</p> <p>※①から③の対策を全て行うことが条件(④は実施せずともよい)</p>	<p>○{(対策した場合の経費)-(慣行栽培の場合の経費)}×1/3以内</p> <p>○10aあたりの上限金額15万円</p>	<p>以下の全てに当てはまる者</p> <p>○町内に住所を有する農業者、町内に主たる事業所がある農業生産法人又は農事組合法人</p> <p>○5年以上営農の意思がある者</p> <p>○販売又は出荷目的でトマトの栽培を行っている者</p> <p>○町税の滞納のない者</p>	
農業近代化資金利子補給補助金	<p>○農業近代化資金を借り入れる際に発生する利息の一部を補給する</p>	<p>○年2分(2%)の範囲内</p>	<p>○町内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農協等(農業近代化資金の貸し付けを行う融資機関に利子補給を行う)</p>	